

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26245016

研究課題名(和文) 多文化共生社会の変容と新しい労働政策・宗教政策・司法政策に関する国際比較研究

研究課題名(英文) Comparative analysis on labor, religious, and judicial policies in multicultural societies

研究代表者

飯田 文雄 (Iida, Fumio)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：70184356

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 18,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、世界各国で展開されつつある多文化共生社会形成のための政治過程において、2000年代後半以降に生じた多様な変化について、労働政策、宗教政策、司法政策という3つの具体的な政策のあり方を手がかりとして、北米・西欧・東欧・アジア各国の諸事例に関する詳細な国際比較を行い、多文化共生社会の特質とその近年の変容に関する体系的・総合的な知見を獲得することを目指すものである。

研究成果の概要(英文)：This project attempts to conduct a comprehensive research on the features of multicultural societies by comparing political processes of North-American, West European, East European, and Asian countries. It does so by focusing on the new issues regarding labor, religious, and judicial policies in multicultural societies over the past decade.

研究分野：政治理論

キーワード：多文化主義 政治思想史 政治史 共生社会 少子高齢化 比較政治 キムリカ ロールズ

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景は、世界各国の多文化共生論にみられた、2000年代後半以降の極めて興味深い変化にある。即ち、北米の先住民運動の先鋭化や旧東欧の多様な民族紛争に象徴されるように、多文化共生に関する議論は、1980年代以降常に世界各国における最大の政治的争点であり続けた。だが、そうした各国の多文化共生論には、2000年代後半以降、少数派文化側の多数派社会内への定着の長期化と共に、多数派側の既得権益と抵触する政策要求が多数提起されることとなった。

2. 研究の目的

そこで本研究では、2000年代後半以降多文化共生社会において生じた新たな変化を、労働政策、宗教政策、司法政策という3政策類型に則しつつ比較することを目標とした。より具体的には、本研究では、(1)政治哲学と政治史学の協力により、2000年代後半以降の多文化共生論の先行研究を分析し、多文化共生社会研究の総合的分析枠組みを構築し、(2)この分析枠組みを用いて、北米(アメリカ・カナダ)・西欧(英・仏・独・ベルギー)・東欧(ロシア・バルカン・バルト)アジア(韓国・台湾)各国の3つの政策領域における近年の具体的な変化を解明し、(3)各国の近年の変化を多文化共生論の史的的特色と比較するとともに、日本の多文化共生に関する政策的示唆を得ることなどを目指した。

3. 研究の方法

国内外で以下の各作業を行った。

(1)国内での各人の個別活動として、所属先図書館や国会図書館等での文献収集を行った。その際、各政策領域に関する先行研究を幅広く収集し、多文化共生社会研究の総合的分析枠組みを構築することを目指した。(2)国内でのメンバーの共同活動として、各年度可能な限り多くの全員参加研究会・一部メンバーによる研究打ち合わせを行った。(3)海外作業として、調査対象国に一定期間滞在し、各国の図書館・資料室等において資料収集を行い、各国の研究者や政策実務家らとの意見交換を行なった。(4)日本政治学会、APSA等の諸学会でメンバーが研究報告を行った。

4. 研究成果

(1)飯田文雄

イギリスの3政策領域全体に関する分析を行うと同時に、特に宗教・司法政策を巡る理論動向に関する個別事例研究を行った。イギリスにおいては従来、旧植民地時代以来の歴史的な関連やEU域内移動の自由化の関係から、アフリカ・カリブ地域やヨーロッパ域内からの移住者が入国者の多数を占めていた。しかし、より安価な労働力として南アジア諸国からの入国者が増加するという労働政策上の変化の結果、文化的少数派の信仰する宗教の多様化、特にイスラム教信者の圧倒的増加という現象が生じた。こうした背景から、宗教と国家の関係に関する近代的原理である世俗主義の再考が新しい争点となっ

ている。そこで本研究では、その代表的な論者であるラポルデらの議論とそれに対する多様な批判を中心に、その議論の内容を検討した。その結果、この論争の最も抽象的・原理的な立場として、リベラルな国家にとって多様な宗教、特に原理主義的なそれを含む宗教が、単に十分に許容可能な存在であると主張する消極的な寛容論に加えて、むしろ宗教的多元性はリベラルな国家成立の不可欠の前提を成すとするより積極的な理解まで、幅広い可能性が議論されていることが判明した。またこうした理論的論争の政策的・制度的含意を照らし出す新しい議論として、婚姻関係など宗教的な要素の強い行為領域において、多数派文化の法的規範とは異なる、少数派文化独自の慣習的規範に基づいた紛争仲裁制度を模索する、従来アメリカ司法の特徴とされてきた政策の伝播現象が注目される、等の知見が確認された。

(辻康夫)

カナダにおいては、この時期には多文化主義政策について、以下のような展開がみられた。第一に労働政策については、新自由主義経済の展開とともに周縁化された先住民への政策の議論が活発化したが、保守党政権は新自由主義的開発政策による貧困の解消を掲げるが、一部の新自由主義者は同化主義の主張をおこない、これに対して先住民が反発する両極化が深刻化した。宗教政策に関しては、ムスリムコミュニティの統合の問題がカナダでも意識されるようになり、多文化主義の理念に基づく包摂の努力が行われる一方で、これに対するペシミズムも生まれつつあることが認識された。司法政策をめぐっては、とりわけ警察組織や裁判所において、先住民に対する制度的レイシズムが存在していることが、注目を集めるようになった。この点についても、保守党政権は概して冷淡であり、司法の中立性を自明とする姿勢をとり、これにたいして先住民が反発する構図がつづいた。このようにカナダにおけるマイノリティ問題は、新自由主義を標榜する保守党政権期に両極化を強めたが、2015年に自由党への政権交代がおこることで、連邦政府の姿勢は大きく転換された。新首相ジャスティン・トルドは、先住民との協力を前面に押し出し、先住民出身の閣僚も任命した。経済開発については、先住民の権利を重視するために、新自由主義的開発のシンボルであったパイプライン建設について慎重な姿勢に転じた。また先住民の失踪女性の問題も政治的アジェンダにのせ、大規模な調査が開始されたが、この過程で、司法制度の検証が行われる見込みであり、保守党政権時代からの転換が行われつつあるとの知見を得た。

(月村太郎)

バルカン諸国の3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、司法政策の問題について考察を行った。既に加盟しているギリシャを除くバルカン諸国

のうち、ルーマニアとブルガリアは2007年1月、クロアチアは2013年7月に加盟を果たし、その他の多くも（潜在的）加盟候補国としてEU加盟プロセスにある。司法の独立が加盟の前提条件であることは言うまでもない。2007年1月にEU加盟を果たしたルーマニアとブルガリアは加盟交渉の際に常に司法改革の遅れを指摘され、加盟後も、両国に対して適用された協力・検証メカニズムの中で、司法改革は汚職対策と並んでその不十分性を強く非難されている。更に今後加盟プロセスを歩む（潜在的）加盟候補国の場合、例えば、アルバニアでは2017年1月に800人の裁判官・検察官について、資産と職業的適性について審査が始まった結果、現在までに3人が資格剥奪され、15人が辞任している。内戦から20年が経過するボスニアでは、「 Dayton合意」によって導入された分権的な国家体制の故に、司法改革の過程は更に複雑化することになる。2018年10月に複数のレベルでの国政選挙が一斉に行われるが、その後司法改革が進む可能性は高くない。未加盟のバルカン祖国はいずれも「コペンハーゲン基準」を満たすことが求められる。EUが突きつける「西欧的価値基準」には汚職や組織犯罪の一扫、官僚の脱政治化などが含まれており、司法改革はそれを実現する為の前提条件である。本研究を通じて、EU加盟プロセスにあるバルカン諸国が司法改革を着実に進める姿勢を見せる一方で、しかしそれに非常に苦慮していることが、明らかになった。

（網谷龍介）

ドイツにおける3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、宗教政策の問題に関して研究を行った。2000年代に入りドイツでは注目すべき新しい展開があった。これまで特にフランスとの対比において、その国民理解が血統主義的・文化主義的であることや、移民を正面から認めてこなかったことが強調されていたが、移民を正面から受け入れるようになり、国籍法も二重国籍容認へと転換した。さらに、イスラムをドイツの一部として位置づける方向性が宗教政策の分野で強まったこと、それがキリスト教民主党の首相の下で行われたことが重要である。その背景には、キリスト教の特権的地位が否定された結果、宗教の公的地位を守る上では、むしろイスラム教をも既存の枠組に取り込むほうが得策であるという判断があり、かつてのオランダにおけるイスラム包摂の力学と類似する。この過程では、憲法裁判所による司法判断が重要な意味を持っていた。またこれに伴って、ドイツでは公的宗教教育が行われているため、イスラム宗教教育のため教員養成が行われてはじめていることも興味深い。かつての私的なイスラム教育が「外国人向け」との位置づけだったのに対して、いまやドイツ市民の宗教教育の一部となったのである。しかしそれに伴って、ドイツ基本法の掲げる自由民主主義的な諸

価値との適合性の問題も提起されており、具体的制度化の論点は残されている。

（塩川伸明）

ロシアにおける労働政策・宗教政策・司法政策に関して全般的に分析し、特に個別事例研究として宗教政策に関する研究を進めた。ロシアは事実として多民族・多宗教・多言語社会であるだけでなく、公的な自己認識として「多数の構成要素からなる一つの国民」を標榜しているが（キリスト教、イスラム、ユダヤ教、仏教の4つが「ロシアの伝統宗教」とされている）にもかかわらずロシア人・ロシア正教・ロシア語が最大多数派として中心に位置しているという二面性があり、そのためロシア正教以外の諸宗派への態度が非常にデリケートな問題となる。政権およびその支持基盤たる様々な社会勢力がロシア正教会および他の諸宗派にたいしてどのような関係を取り結んでいるのかという問題が大きな研究課題となるゆえんである。ロシア・ナショナリストが政権の重要基盤の一つであり、その精神的なよりどころがロシア正教にあることも明らかだが、政権の公的建前としては、ロシア正教のみと一体化するわけにいかないというディレンマがある。近年、正教会およびロシア・ナショナリストは「キリスト教道徳」に反すると目される動向への排他的な態度をあからさまにしているが、その際、西方キリスト教の一部（道徳主義的右派）にアピールする試みもなされている点が注目される。また2017年には宗教革命500周年の記念日にルター派の教会の建物を信徒共同体に返還する盛大な儀式が行なわれたが、これは欧米諸国との関係が悪化している中で、ドイツとの関係を良好化しようという意図を秘めたものと推測される。こうして、政権と諸宗派の関係は錯綜した様相を呈しており、更なる分析を必要とする。

（早川誠）

アメリカ合衆国における労働・宗教・司法の3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、宗教政策に関して研究を実施した。その結果、宗教政策は司法政策とも密接に関連し、合衆国の政策変化の一つの焦点であって、法解釈も過渡期にあることが判明した。前提として、アメリカ合衆国では2010年代から宗教対立が激化し、特に2014年以降はその傾向が強いということが、明らかになっている。これを受けて、州や自治体レベルでのゾーニング条例や宗教施設建設に対する土地所有権規制、さらに政府補助金受給と一対の政治活動の制限など、意図が明確でないとしても実質的に宗教規制的な効果を持つ政策が、増加傾向にある。ただし、他国との比較では、合衆国は依然として宗教活動の自由度が高い。上記諸政策の基盤は連邦憲法修正第一条の解釈だが、判例は過渡期にある。近年の連邦最高裁の判例では、同条の国教樹立禁止条項における政教分離原則に関して、政治の場における祈祷など

宗教的意味を持ちうる行為に対し多数派の慣行の合憲性が認められる方向ではあるが、解釈の基礎としてこれまで利用されていたレモン・テストやエンドースメント・テストなどの審査基準の影響は低下しており、少数派への言及も見られる。他方、信教の自由に関わる同条の宗教活動の自由条項については、宗教に対して実質的負担を課す付加的効果を持つ法令に好意的なスミス・テストが、連邦レベルと州レベルで異なる扱いを受けるなど、解釈は一定しない。合衆国における宗教・司法政策は、連邦・州・自治体レベルでの相違をともしつつ政策や判例の変化が生じるという、複雑化した状況にある。

(津田由美子)

ベルギーの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別研究として、宗教政策の問題に関して研究を深めた。とりわけベルギーの政教分離(ライシテ)が、21世紀の多文化状況にどのように対応しているかを調査した。ベルギーのライシテは、厳格な分離を特徴とするフランスとは異なり、19世紀から「緩やかな分離」方式により世俗派とカトリックの関係を調整してきた。憲法においては、信教の自由を定めると同時に、国家が特定の宗教を公認して一定の自律性を尊重し、当該宗教団体への補助や、公教育での宗教科目の設置と教員への公費からの報酬支払を保障している。しかし、近年はイスラム系の移民増加にともない、公的な場所における宗教性が顕在化するのに対し、ヨーロッパ社会の世俗化が進み、ライシテは新たな局面を迎えている。学校教育に選択制の宗教科目を導入したのは、それが多文化共生に役立つと考えられたためだが、イスラム教の選択率の上昇やテロ事件の影響を受けて、宗教教育存続への批判が強まっている。フランス語共同体では、宗教科目の時間を削減し、特定の宗教によらない哲学・市民性教育に変更する傾向にある。また、イスラム教とムスリム移民への警戒と不満を背景に、公立学校での女子生徒のヴェール着用など、ムスリム女性の衣装を宗教シンボルとみなして規制すべきだとの議論も強い。ただしカトリックの私立学校やキリスト教民主主義政党では、ムスリムを積極的に受け入れることで共存を図る動きも進んでいる。強まるイスラム教の影響力に対して、ライシテ方式が宗教的多元性と社会統合の両立を維持していくことができるのかは、今後とも注視していく必要がある。

(西山隆行)

アメリカの3政策領域全体に対して分析すると同時に、特に個別事例研究として、司法政策の問題に関して研究を行った。アメリカの司法政策については、連邦政府と多くの州や地方政府の間に温度差がある。連邦政府は厳格な取り締まりを主張する一方で、多くの移民・不法移民が居住している地域は不法移民を積極的に取り締まる誘因を持たないためである。全米で増大しつつある移民・不法

移民によって社会的地位を低下させられたと感じている労働者階級の白人が、ラストベルトと呼ばれる地域を中心に、不法移民への反発を示している。実際にはその地位低下は産業構造の変化と機械化の進展によるものであり、彼らが移民に対して抱く脅威は抽象的脅威に過ぎない。また、そのような地域にはそもそも移民があまり居住していない。だが、彼らの反発を背景に、連邦政府は厳格な不法移民取り締まり政策を展開している。他方、多くの移民や不法移民が居住し、多文化共存を当然の前提として発展してきた地域では、移民や不法移民の犯罪率が低いことが明らかになっている。そのため、不法滞在中とはいえ具体的な刑事法に違反しているのではない不法移民の取り締まりを行うことに意義を見出すことのできない州や都市は連邦政府の要請を拒否している。このように、司法政策を連邦制と関連させて研究した結果、不法移民が多く居住しておらず、不法移民に起因する問題がほとんど発生していない地域を中心に司法政策に多くの政治的・財政的資源が投入され、本来ならばより多くの資源が向けられるべき他の政策領域に十分な資源が与えられていないという知見が得られた。

(浪岡新太郎)

フランスの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究として、宗教政策の問題に関して研究を進めた。具体的には、内閣府諮問機関である高等統合審議会の活動の分析と、非常事態宣言下でのイスラムに対する政策的対応の変化、および近年増加するムスリム私立学校の設定がどのような困難を抱えているのかについて明らかにした。まず、高等統合審議会の報告書を時系列に沿って分析することで、「統合」の観点からのイスラムの位置付けが以下のように時期に応じて変化したことを明らかにした。1980年代末から1990年代まで、イスラムは、それ自体としてフランスでの「統合」の障害となるものとしては見なされなかった。しかし、2000年代に入ると、イスラムは移民第二世代以降の女性の抑圧と結び付けられ、フランスは男女平等の観点から「統合」のために、イスラムを警戒、管理する必要があると主張するようになることである。次に非常事態宣言下での政策的対応の変化については、2010年代になってから以下のように変化したことを明らかにした。2010年以前は、警察が治安の観点から明示的にムスリムやモスクを警戒することは認められなかった。しかし、非常事態宣言の下で、治安が極めて重要な政策課題として認識され、さらに警察に大幅な裁量権が認められることで明示的にムスリムが捜査対象になった。最後にムスリム私立学校設立の際の困難については、設立、開設申請、運営の各段階でそれぞれ異なった困難が存在すること、この困難は国政レベルと地域政治レベル、市民社会レベルでそれぞれ異

なって受け止められるので、一元的に論じることが困難であることを明らかにした。

(渋谷謙次郎)

ロシアの3政策領域全体に関して分析すると同時に、特に個別事例研究としては、宗教政策の問題に重点を置いた研究を行った。ロシアは、憲法上は政教分離に基礎を置く世俗的国家であり、信仰の自由と布教の自由が人権として保障されているが、実質的に優越的な地位にあるのがロシア正教界であり、権力との癒着関係がしばしば指摘されてきている。その他、イスラム教、ユダヤ教、仏教も「伝統的宗教」という位置づけで一定の経緯が払われているが、特にロシア正教徒などからみた場合の、反イスラム感情が、カフカース(コーカサス)や中央アジア出身者に対する反感とあいまって、時にはみられ、テロ対策の文脈でロシア内のモスクなども治安当局による監視対象ともなってきた。2017年にはサンクト・ペテルブルク市内の地下鉄で中央アジア出身者によるテロ事件が引き起こされたことが、そうした動向に拍車をかけてきた。従来、ロシア南部のカフカース出身者のみならず、中央アジアから来た労働移民などが、反イスラムの感情とあいまって、人種差別的な対象となったり、頻繁に警官に呼び止められてパスポートをチェックされるなど、ロシア国内では、多文化共生にとっては様々な暗雲がたれこめてきた。またプーチン大統領は、かつて欧州における多文化主義は失敗しているという認識を示したことがあり、他国からの移民がホスト社会への敬意を欠いたまま「差異の権利」を主張することを批判していたことがある。このように、ロシアでは、歴史的な多民族性が称揚されることはあっても、「多文化主義」があえて唱道されることはないだろうという知見が得られた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計44件)

2017年以降

1. 辻康夫「言語ゲーム論による協働のビジョンの探求: 佐藤裕『ルールリテラシー』(新曜社二〇一六年)」『解放社会研究』30号、2017年、119-124頁、査読無

2. 早川誠「若年層の2016年アメリカ大統領選挙 - リベラルなキャンパスの点描」、『政治思想学会会報』44号、2017年、1-5頁、査読無

3. 塩川伸明「歴史のなかのロシア革命とソ連」『国際問題』2017年12月号、1-4頁、査読無

4. Amiya-Nakada, Ryosuke "Lightening of Citizenship and its Implication for Social Policy: 'Social Security Lite' in the Making?" 『津田塾大学紀要』第49号、2017年、1-28頁、査読無

5. 西山隆行「2016年アメリカ大統領選挙: 何

故クリントンが敗北し、トランプが勝利したのか」、『選挙研究』第33-1号、2017年、5-17頁、査読有

6. 津田由美子「ベルギーにおけるポピュリズムと地域主義政党 - ブラムス・ブロック(フラームス・ペラング)を中心に - 」『関西大学法学論集』第66巻第5・6号、2017年、371-394頁、査読無

2016年

7. 網谷龍介「20世紀ヨーロッパにおける政党デモクラシーの現実モデル - H.ケルゼンの民主政論を手がかりに」『年報政治学』67巻2号、2016年、78-98頁、査読有

8. 西山隆行「大統領選挙年におけるオバマ政権と議会」『国際問題』2016年7-8号(No.653)、2016年、16-25頁、査読無

2015年

9. 辻康夫「イギリスにおける社会統合政策と多文化主義」『北大法学論集』66巻2号、2015年、391-402頁、査読無

10. 早川誠「熟議は立法府を救えるか? - 『立法学のフロンティア』と政治哲学の間で」『法と哲学』第一巻、2015年、207-218頁、査読無

11. 浪岡新太郎「イスラームと「共和国」の学校: Al-Kindiを事例として」『フランス教育学会年報』27、2015年、41-50頁、査読無

2014年

12. 渋谷謙次郎「プーチンの『法治国家』とクリミア問題」『法律時報』86巻5号、2014年5月、1-3頁、査読無

[図書](計21件)

2017年以降

1. 早川誠[翻訳]『代表の概念』(ハンナ・ピトキン著)名古屋大学出版会、2017年、426頁

2. 月村太郎編、晃洋書房、『解体後のユーゴスラヴィア』、2017年、vii+304頁

3. 阪野智一・近藤正基・城下賢一・安周永・林成蔚・尾玉剛士・梶原克彦・西山隆行『刷新する保守 保守政党の国際比較』弘文堂、2017年、全368頁(担当部分319-355頁)

2016年

4. 西山隆行『移民大国アメリカ』筑摩書房、2016年、249頁

2015年

5. 渋谷謙次郎『法を通して見たロシア国家 ロシアは法治国家なのか』ウエッジ、2015年、335頁

6. 中田瑞穂・網谷龍介訳、マーク・マゾワー著『暗黒の大陸』未来社、2015年、556頁

7. 塩川伸明、『ナショナリズムの受け止め方 言語・エスニシティ・ネイション』、三元社、2015年3月、327頁

2014年

8. 川崎修・山岡龍一・広瀬巖・飯田文雄・田村哲樹・有賀誠・岡野八代・向山恭一・木部尚志・丸山正次・伊藤恭彦、『岩波講座 政治哲学 第6巻』、岩波書店、2014年、全244頁(担当部分49-73頁)

9.早川誠『代表制という思想』、風行社、2014年、210頁、査読無

10.西山隆行、『アメリカ政治 制度・文化・歴史』、三修社、2014年6月、240頁〔学会発表〕(計54件)

2017年以降

1.Fumio Iida, "Can Liberal States Treat Political and Economic Refugees Alike?", Chaire Hoover d'éthique économique et sociale (Université catholique de Louvain, Belgium), 2018 (国際学会・招待講演)

2.渋谷謙次郎「言語法と言語の保障」、日本語政策学会第19回研究大会、第1分科会、関西大学千里山キャンパス、2017年

3.Yasuo Tsuji, Multiculturalism and the policy of community rebuilding, International Conference Human Rights and Identity in the Age of Extremism' (2017 SIMS International Conference), Sookmyung Women's University (Seoul, Korea) 2017. (国際学会)

4.Ryosuke Amiya, Different Legacies, Common Pressures and Converging Institutions?: The Politics of Multicultural Integration in Austria and Germany, International Conference of Europeanists, Chicago, USA, 2018年(国際学会)

5.浪岡新太郎「フランスにおける多文化共生と難民危機 『過激化』の観点からのムスリムへの政策的対応」、日本政治学会、2017年

6.西山隆行「アメリカの多文化共生と難民危機 オバマ政権とトランプ政権下での移民・難民問題」日本政治学会、2017年2016年

7. Fumio Iida "Can Liberals Deal with the Issue of Legalization?" 2016 Annual Meeting of the American Political Science Association, 2016

8.津田由美子「合意型デモクラシーとしてのベルギー政治」日白修好150周年記念シンポジウム「文化・知の多層性と越境性へのまなざし-学術的交流と「ベルギー学」の構築をめざして-」東京理科大学、2016年

9.渋谷謙次郎「ロシアにおけるいわゆる「同性愛宣伝禁止法」をめぐる」比較法学会、関西学院大学、2016年2015年

10. Fumio Iida, "Liberalism and the Possibility of Legalization," Staff Seminar, Dartmouth College USA, 2015.

11. Fumio Iida, "Can Exit Right Respond to the Diversity within Household," American Political Science Association Annual Meeting, 2015.

12.Yasuo Tsuji, Formulating a theory of multiculturalism in Japanese context, Korean Political Science Association, 韓国外交院, ソウル(韓国), 2015

13.渋谷謙次郎、「クリミア問題と自決権のイ

デオロギー」、社会体制と法研究会総会、東京大学、2015年

14. Amiya-Nakada, Ryosuke "Revisiting Parliamentary Democracy in the Twentieth Century: Is "Competition" the Core Mechanism of Democracy?" General Conference of the European Consortium of Political Research, 2015.

15.浪岡新太郎「ムスリム少女・女性の「問題化」」、南山大学欧州研究センタープロジェクト、2015年(招待講演)2014年

16. Fumio Iida, "Can Exit Right Save Vulnerable Children?", Manchester Center for Political Theory Workshop, University of Manchester, UK, September 9, 2014.

17.辻康夫、「多文化主義の諸理論とマイノリティ政策」、日本解放社会学会大会、2014年9月6日、関西学院大学、西宮市

6. 研究組織

(1)研究代表者
飯田 文雄 (IIDA, Fumio) 神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号：70184356

(2)研究分担者
辻 康夫 (TSUJI, Yasuo) 北海道大学・公共政策学連携研究部・教授
研究者番号：20197685
月村 太郎 (TSUKIMURA, Taro) 同志社大学・政策学部・教授
研究者番号：70163780
網谷 龍介 (AMIYA, Ryosuke) 津田塾大学・学芸学部・教授
研究者番号：40251433
塩川 伸明 (SHIOKAWA, Nobuaki) 東京大学・法学政治学研究科・名誉教授
研究者番号：70126077
早川 誠 (HAYAKAWA, Makoto) 立正大学・法学部・教授
研究者番号：80329010
津田 由美子 (TSUDA, Yumiko) 関西大学・法学部・教授
研究者番号：30247184
西山 隆行 (NISHIYAMA, Takayuki) 成蹊大学・法学部・教授
研究者番号：30388756
浪岡 新太郎 (NAMIOKA, Shintaro) 明治学院大学・国際学部・准教授
研究者番号：40398912
渋谷 謙次郎 (SHIBUYA, Kenjiro) 神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号：50346277

(4)研究協力者
米原 謙 (YONEHARA, Ken) 大阪大学・公共政策研究科・前教授